

2011年11月22日

中華人民共和国 国家知識産権局条法司御中

日本知的財産協会 アジア戦略プロジェクト
リーダー 小藺江 健一

＜＜専利標識標注方式的規定(草案)＞＞(征求意见稿)に対する意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938年に日本において設立されました知的財産権に関する民間のユーザー団体で、貴国への特許出願も多数行っている日本の主要企業約900社を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしておりますが、今般、標記規定草案について精査させていただきました。

つきましては、以下のとおり、私どもの意見を取り纏めましたので、ご検討の程、宜しく願い申し上げます。

また、今回提出いたします意見の背景、理由などについてご説明するのに吝かではございませんので、その必要がありましたら遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

敬具

—記—

1. 草案第9条を削除して頂くことを希望します。

＜理由＞ 外国特許表示を行った外国企業が、特許表示を付した製品が中国に流通することを意図しない場合であっても、転売等によって中国で当該製品が流通していることも考えられます。そのような製品の特許表示まで特許権者が表示行為に責任を持つことはあまりにも酷だと考えますので、外国特許表示については罰則の対象外にして頂くことを希望します。

2. 草案第11条を削除して頂くことを希望します。

＜理由＞ 特許権が無効になった後または権利満了後に、特許表示の表示を速やかに削除するためには、製品或いは包装の生産設備自体を変更等、非常に手間がかかる作業が必要となるので、現実的には困難であると考えます。

なお、条文の削除にご同意頂けないとしても、罰則の対象を、特許表示を付した者に公衆を欺く意図が有る場合、つまり表示削除を故意に怠った場合のみとして頂くことを希望します。

以上

お問い合わせ先:

日本知的財産協会

事務局長 土井 英男

TEL:81-3-5205-3432

FAX:81-3-5205-3391

Email:doi@jipa.or.jp